

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(手数料の額) 第8条 手数料の額は、次のとおりとする。 (1) 二級建築士又は木造建築士の登録手数料 1件 <u>19,300円</u> (2)・(3) [略] (4) 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料 1件 <u>17,900円</u> (5)・(6) [略]	(手数料の額) 第8条 手数料の額は、次のとおりとする。 (1) 二級建築士又は木造建築士の登録手数料 1件 <u>24,400円</u> (2)・(3) [略] (4) 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料 1件 <u>18,500円</u> (5)・(6) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、令和2年3月1日から施行する。
- 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事（建築士法施行条例第5条第1項に規定する指定試験機関に同法第15条の6第1項に規定する二級建築士等試験事務を行わせる場合にあつては、当該指定試験機関）が行う二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）第2条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第115号）第100条の規定に基づき二級建築士の免許を受けすることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対するこの条例による改正後の建築士法施行条例第8条第1号の規定の適用については、同号中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。